



浮標点検等整備作業 仕 様 書

- 1 件名
浮標点検等整備作業
- 2 概要
日本原子力研究開発機構（以下「機構」という。）再処理施設沖合約 3.7 kmの海上に航路標識浮標が 4 基設置されている。浮標の年次点検のために撤去し、付着した海藻・貝類を除去し、補修塗装を行うとともに、係留具・防食板・電池等の消耗品の交換を行い、速やかに海上に復帰し、航路船舶の安全を確保するものである。
- 3 契約範囲内
受注者の行う内容、数量等の詳細については 7 技術仕様に記載する。
 - (1) 浮標の撤去及び据付作業 一式
 - (2) 浮標の点検整備・部品交換・性能検査 一式
 - (3) 浮標のケレン・塗装作業 一式
 - (4) 茨城海上保安部交通課立会い補助 一式
 - (5) 廃電池、ケーブル等の処理 一式
 - (6) 本作業に必要な申請書類の作成 一式
 - (7) その他本作業に必要な事項 一式
- 4 契約範囲外
3 項の契約範囲内に記載なきもの。
- 5 支給物件・貸与物件
 - 5.1 支給物件
本作業において以下の物品を無償にて支給する。
 - (1) 係留具、電池、防食板等の交換部品（別表 1 参照）： 一式
 - (2) 浮標の洗浄に使用する水
 - 5.2 貸与物件
本作業において以下の物品・用地を無償にて貸与する。受注者は、貸与期間中は十分な管理を行い、受注者の責任による損傷及び滅失を生じた場合は、これらを弁償するものとする。
 - (1) 浮標:2 基
 - (2) 浮標点検整備作業を実施するための作業台
 - (3) 点検整備用地
- 6 一般仕様
 - 6.1 納期
令和 9 年 3 月 31 日
 - 6.2 納入場所
茨城県那珂郡東海村村松 4 番地 33
日本原子力研究開発機構 核燃料サイクル工学研究所
TRP 廃止措置技術開発部内指定場所

- 6.3 作業場所
再処理施設東沖合約 3.7 km 海上及び核燃料サイクル工学研究所内指定場所（屋外）
- 6.4 保証
(1) 受注者は、本仕様に基づいて作業したものが本仕様を完全に満たすものであることを保証するものとする。
(2) 保証期間中に本仕様書の諸条件を満足しなくなった場合には、受注者はその条件を満たすため、機構と協議の上、必要な改善等を直ちに行うものとする。
(3) 本作業において機構の既設設備等に損傷を与えた場合には、受注者は無償にて速やかに補修若しくは交換を行うものとする。
(4) 保証期間は検収後 1 年とする。ただし、是正後の保証については、別途協議の上決定する。
- 6.5 検査員
(1) 一般検査
管財担当課長
- 6.6 検収場所及び検収条件
(1) 茨城県那珂郡東海村村松4番地49
日本原子力研究開発機構旧本部事務所(北側フロア1階)
(2) 3 項の契約範囲内に記載された作業をすべて完了していることを機構が確認し、7 項の技術仕様に定める指定した提出図書の納入をもって検収とする。
- 6.7 提出図書
6.7.1 確認の必要な事項
受注者は、次に示す事項について、事前に機構の確認を受けるものとする。
(1) 本仕様書中で確認を必要と指定した事項
(2) 本仕様書中に明記されていないが重要と思われる事項
(3) 本仕様書より逸脱する事項
6.7.2 提出図書及び品質記録
別表 2 提出図書一覧表に提出図書を示す。
6.7.3 提出図書に関する注意事項
(1) 別表 2 提出図書一覧表において「確認図書」は機構の確認を要するものである。この場合、「提出部数」には「返却用」を含む。
(2) 全て表紙に契約件名、提出日、受注者名等を記述し、提出すること。
6.7.4 提出様式
(1) 用紙は原則として A4 版、図面は A 系列とする。
(2) 様式、内容、その他不明確な点はその都度、機構の指示に従うものとする。
- 6.8 適用法令、規格、技術基準等
本作業に適用される法令、規格、技術基準は以下の通りとし、最新版を適用すること。
この他に、メーカー基準等、メーカーの社内基準を用いる場合は適用範囲を明示の上、機構に提出し確認を得るものとする。

- (1) 港則法
- (2) 海上衝突予防法
- (3) 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律
- (4) 労働基準法
- (5) 労働安全衛生法
- (6) 航路標識法
- (7) 日本産業規格（以下「JIS」という）
- (8) 日本電気規格調査標準規格
- (9) 日本電気工業標準規格
- (10) 電気設備に関する技術基準を定める省令
- (11) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (12) グリーン購入法
- (13) 機構規程、工学研究所規程、諸基準及び TRP 廃止措置技術開発部内で制定した規則等
- (14) 原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則
- (15) 省令等に定める各技術基準等に関連する事項は、国内関連法規を優先する。

6.9 機密保持

受注者は、本作業を実施するために機構より提出された資料等すべての情報を機密扱いとし、その保護に努めること。

6.10 安全管理

6.10.1 作業の安全管理

- (1) 受注者は、機構の定めた「共通安全作業基準 IV. 請負作業の安全確保に係る基準」（最新改訂日：令和元年 12 月 1 日、以下同じ）に従い、作業の安全管理を行うこと。
- (2) 受注者は、受注後の安全管理上の手続きを確実に行うとともに、中小受託事業者への周知を行うこと。
- (3) 一般事項
 - ① 労働基準法、労働安全衛生法に関する規則、基準等を完全に遵守するため、受注者は作業方法、設備、装備、管理方法等をよく検討し、十分な作業計画を立てること。
 - ② 受注者は、本作業を行うに当たり、機構の再処理施設保安規定及び核燃料サイクル工学研究所共通安全作業基準等の各種規定、基準を遵守すること。
 - ③ 受注者は、本作業を行うに当たって、火災、盗難、人的災害等、安全衛生及び災害防止に関して万全を期すこと。
 - ④ 法で定める規則、基準を満足することはもとより、受注者は更に進んで設備、装備管理の各方面にわたり労力、経費を惜しまず、災害防止に努力すること。
 - ⑤ 受注者は、本作業を行うに当たり「安全衛生チェックリスト」を提出すること。
- (4) 安全上の責任

本作業に伴う一般安全上の責任は、全て受注者が負うものとする。

(5) 責任者の選任

- ① 受注者は、本作業に係る総括責任者を選任し、その氏名を「作業等安全組織・責任者届」に記入のうえ機構に申し出ること。
- ② 受注者は、機構で定める「作業責任者等認定制度の運用要領」に基づき「作業責任者等教育」を受講すること。受講する場合は「作業責任者等教育（請負側）受講申請書」を提出すること。ただし、すでに受講し認定を受け、且つ有効期間内にある場合は除く。
- ③ 受注者は、「作業責任者等教育」を修了後、「作業責任者等認定申請書」を提出し、機構の認定を受けること。
- ④ 受注者は、認定者の中から現場責任者を選任し、作業期間中は現場に常駐させること。
- ⑤ 受注者は、作業員名を「作業員名簿」に記入の上、機構の確認を得ること。
- ⑥ 受注者は、作業員から現場責任者を選定し、次の役割を遵守させること。

〔現場責任者〕

現場での作業全体の監督及び指示を行う。なお、現場を離れる場合は代理者を指名し、連絡先を明確にすること。

(6) 安全衛生設備及び装備

- ① 仮設足場、通路、設備、標識、保護具等の安全設備の質、数量、配置は、法で定める規則・基準等を十分満足するものであること。
- ② 作業開始前に必ず安全設備、装備及び工具類の点検を十分行うこと。

(7) 安全衛生管理

- ① 本作業では、一般安全について十分注意すること。
- ② 現場責任者は、本作業期間中に機構との十分な連絡を行うと共に、作業員に対し作業内容、作業手順及び役割分担を確認、把握させること。
- ③ 受注者及び現場責任者は、機構が安全確保のために行う指示に従うこと。
- ④ 当日の作業員の健康状態をチェックすること。

6.10.2 作業安全管理

機構では、品質保証活動の一環として安全管理については特に重要視している。受注者においては、現場における安全管理活動を積極的且つ協力的に推進し、不安全行為の撲滅に努めること。

(1) 現場責任者の作業指揮

現場責任者は、施設、設備、工程、作業方法、作業時間等について、一般災害要因の発見・防止に努め、職場の規律・作業規律の維持及び動機づけに努め、安全衛生を組みこんだ指揮・監督を行うこと。

(2) 作業内容の把握

現場責任者は、「作業要領書」に基づいた作業内容及び打ち合せ内容等を作業員に周知し、確実に履行させること。

(3) 作業前の安全確認

- ① 現場責任者は、当日の作業内容及び危険のポイントを的確に把握し、作業開始前に作業員に周知（特に作業手順の遵守を確実に指示）する

- こと。
- ② 当日の作業内容の危険のポイントを、作業開始前に TBM、KY 及びサイクル研安全作業 3 原則の唱和等により周知すること。
- ③ 当日の作業者の健康状態をチェックすること。
- (4) 作業中における安全確認
現場責任者は、作業中における不安全行為等に十分注意し、また、これを作業者にさせないこと。
- (5) 作業後の安全確認
 - ① 現場責任者は、当日の作業の進捗状況を確認し、作業終了後機構に報告すること。
 - ② 作業終了後、作業要領書に基づく作業の実施状況、作業要領の不履行、不安全行為、その他安全に関する内容を話し合い、翌日の作業に活かすこと。
 - ③ ミーティングで出された安全の目標を作業日報等に反映させ、翌日の作業に活かすこと。

6.11 緊急時の対応及び異常時の措置

- (1) 受注者は、緊急事態及び異常事態が発生した場合、「事故対策手順」に従い処置すること。
- (2) 受注者は、以下を原則として対処すること。
 - ① 天災、火災、事故、災害等の異常事態が発生した場合、現場責任者は作業員に作業を中断させる等の指示を与え、人命尊重を第一とし、二次災害への拡大防止を図ること。
 - ② 非常事態が発生(発見)またはその恐れが生じた場合は、応急処置をとるとともに、作業担当課に迅速に通報すること。
 - ③ 火災が発生した時、または救急車を要請するときは、ひたちなか・東海広域事務組合消防本部 119、研究所通報連絡者（研究所非常用電話：内線 9999、外線 029-282-1133-9999）及び作業担当課に連絡すること。
 - ④ 人身事故の場合、その連絡先及び措置結果を作業担当課に連絡すること。また、受注者はその応急措置について事後速やかに文書をもって作業担当課に報告すること。

6.12 協議

本仕様書に記載されている事項及び記載なき事項について疑義が生じた場合には、機構と協議の上、その決定に従うものとする。決定事項は、議事録にて記録し、相互に確認及び保管管理すること。また、提出図書に反映できる決定事項は、提出図書に反映すること。

6.13 受注者の責任と義務

6.13.1 受注者の責任

- (1) 受注者は、本契約において機構が要求するすべての事項の責任を負い、本仕様書の要求に合致した完全なものを、定められた期日までに機構に引き渡すものとする。
- (2) 受注者は、本仕様書を検討し、誤り欠陥等を発見したならば、直ちに機

構に申し出、且つそれらを適切に修正する責任を有するものとする。

- (3) 機構が作業について受注者に要求または提案した事項に受注者が同意した場合は、それによって生ずる一切の責任は受注者が負うものとする。
- (4) 受注者が中小受託事業者を使用する場合は、事前に機構の確認を受けること。受注者が使用する中小受託事業者（材料等の購入先、役務の提供先を含む）が負うべき責任といえども、その責任はすべて受注者が負うものとする。
- (5) 受注者は、国内法令及び機構規程等に従うこと。これに従わないことにより生じた作業員の損害の責任はすべて受注者が負うものとする。
- (6) 受注者が機構に確認を申請した事項について、機構の確認後といえども受注者が負うべき責任は免れないものとする。

6.13.2 受注者の義務

- (1) 受注者は、機構及び原子力規制庁が点検整備及び監査のために受注者並びにその中小受託事業者の工場に立入ることを要請した場合は、これに応じなければならない。
- (2) 本作業における資材搬入時、または現地工事において機構の設備等に損傷を与えた場合、受注者は、無償にて速やかに補修、もしくは交換を行うものとする。
- (3) 受注者は、労働災害防止等に関する法律に規定する元方事業主になり、安全管理に必要な法令等を遵守し、労働災害防止に努めること。
- (4) 受注者は、作業者の安全を維持するために労働安全衛生法及び機構規程等並びに安全の確保のために行う機構担当者の指示に従わなければならない。
- (5) 受注者は、本件に係る作業員に対して以下の教育を実施しなければならない。

教育名	実施者	機構による内容確認	備考
「作業責任者等認定制度」に基づく認定教育（現場責任者、現場分任責任者）	機 構	なし	忘れずに認定手続きを行う
その他機構が指定する教育	受注者 または 機 構	受注者で実施した教育については、教育記録（科目、時間）を作業担当課に提出し、その教育について定めた規定、基準類を満たしていることの確認を受ける。	

- (6) 受注者は、購買品（役務）調達後における維持（設備の維持）または運用（運転）に必要な技術情報を提供すること。
 - ① 役務の遂行または終了後に、供給者が新たに発見または取得した、役務に関する運営上の注意事項や知見。
 - ② 役務の要領、手順等がない操作方法により不適合が発生した場合または発生のある可能性がある場合の予防処置のために必要な知見・情報。
 - ③ 役務の改造や運営方法を見直す際に必要となる組織が知り得ていない役務に関する知見・情報。

- ④ 組織にて必要な技術検討・調査を行うに当たり、組織だけで評価・検討が困難である場合に必要となる知見・情報。
- (7) 本仕様書の要求事項への適合状況を記録した文書(提出書類)を提出すること。

6.14 渉外事項

本件を実施するために必要な官公庁等への手続きは、受注者の責任により遅滞なく行うものとする。また、機構が直接申請する時は、その書類作成に協力すること。

6.15 品質保証

- (1) 受注者は、本件に係る品質管理プロセスを含めて記述した品質保証計画書または品質マニュアル（以下「品質保証計画書等」という）を提出し、機構の確認を得る。
- (2) 品質保証計画書等は、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則または JIS Q9001：2015 の要求を満たすものであること。
- (3) 受注者（受注者が使用する中小受託事業者を含む）は、機構からの要求があった場合には、立入調査及び監査に応じるものとする。

6.16 不適合の報告及び処理

受注者は、作業等の過程や検査・試験等において発生した不適合について、その内容及び処理案等を速やかに報告書にて報告すること。この処理案については、機構の確認を受け、処理後にその結果を報告すること。

また、発生した不適合の種類、原因及び影響の度合いによっては、上記の処理案に再発防止策を含めること。

なお、掛かる経費は受注者が行うものとする。

6.17 安全文化の育成に係る活動

受注者は以下に示すような健全な安全文化を育成し、維持するための活動に適時取組み、本仕様書に基づく作業が安全に行われるようにすること。

- (1) 安全確保のための一人ひとりの役割確認と安全意識の浸透
- (2) 構築物、設備及び機器の劣化、故障及びトラブル等に関する迅速な通報連絡
- (3) 施設、設備等の習熟（知識と技術）と基本動作（4S、KY、TBM 等）の徹底
- (4) 本作業の実施における課題や問題点の速やかな情報共有、改善

6.18 中小受託事業者の管理

- (1) 受注者は、本作業に使用する主要な中小受託事業者のリストを機構に提出すること。
- (2) 中小受託事業者の選定に当たっては、技術的能力、品質管理能力について、本件を実施するために十分かどうかという観点で、評価・選定しなければならない。JIS 規格品については、JIS 認定工場で製作したものをを用いること。
- (3) 受注者は、機構の認めた中小受託事業者を変更する場合には、機構の確認を得るものとする。
- (4) 受注者は、全ての中小受託事業者に契約要求事項を十分周知徹底させること。また、中小受託事業者の作業内容を把握し、品質管理、工程管理はもちろんのこと、

あらゆる点において中小受託事業者を使用したが生ずる不適合を防止すること。万一、不適合が生じた場合は、6.16 項「不適合の報告及び処理」に従うものとする。

6.19 グリーン購入法の推進

- (1) 本作業において、グリーン購入法が適用される物品の調達を行う場合は同法の適合品を採用すること。
- (2) 本仕様書に定める提出図書（納入印刷物）に用いる用紙は、グリーン購入法に該当するため、その基準を満たしたものであること。

6.20 撤去品、廃棄物の処分

- (1) 本作業において発生する撤去品、廃棄物等の処分に関しては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に従うこと。
- (2) 産業廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づくマニフェスト制度に基づき、産業廃棄物処理業者に委託して処分すること。その際のマニフェスト伝票は記録として保管すること。また、所外に搬出する場合は、「物品搬出許可証」により機構の許可を得ること。

6.21 情報管理（電子データの流出防止）

電子データの流出防止として、データ管理するパソコンにはウィニー等のインストールをしないこと。

7 技術仕様

7.1 一般事項

本作業対象の浮標は、再処理施設において重要な役割をもつものであることを認識し、作業の全ての工程において、品質管理に細心の注意を払うものとする。

- (1) 本作業については、安全且つ円滑に作業が行えるよう適正な作業要領書を作成し、機構の確認を得ること。また、機構の指定する作業計画書を作成し、必要書類を添付し提出すること。
- (2) 本作業に当たっては、綿密な計画による工程表に従って円滑な進捗を図ること。
- (3) 作業期間中は、作業環境の整理整頓に心掛けること。
- (4) 本作業の実施に際しては、作業要領書等に示す指揮命令系統に従って作業を行うこと。
- (5) 技術仕様の詳細及び不明な点については、あらかじめ機構と打合せを行うこと。
- (6) 受注者は、本仕様書に係る作業を遺漏なく行うために、作業に必要な知識、技能を有した作業員が行う仕組みを有していなければならない。

7.2 作業内容

- (1) 浮標の撤去及び据付作業（ZWB250 型灯浮標：4 基）

4 基の浮標は、2 基ずつ撤去を行い、撤去と同時に整備済みの浮標を機構が支給する係留具を別添 1 に示す接続図に従い接続し、海上に設置すること。

浮標は設置前に機能確認を行い、海上に設置されている浮標と同期させること。

機能確認は浮標専門メーカー（株式会社ゼニライト プイ）の技術者と同等の技量を有する者に実施させること。また、撤去した浮標は速やかに整備・塗装を行う

こと。

海上設置後は世界側地系での位置の測定（北緯、東経）を行った後、速やかに別添 3 に示す報告書を提出すること。また、位置の測定前に測定器の誤差を確認、海上の流向及び流速を測定すること。

(2) 浮標の点検整備・部品交換作業・性能検査

浮標は浮標専門メーカー（株式会社ゼニライト プイ）の技術者と同等の技量を有する者により点検整備を行い、機構の支給するアルカリ電池パック、防食板等の消耗品の交換を行うこと。取外した同期装置（2 基）については GPS アンテナを組み合わせ、GPS 電波（1575.24MHz）を受信し、自走周期が 3.99994～4.00006 以内、平均電流が 10mA 以下である事を確認する性能検査を行い、検査記録を提出すること。なお、性能試験に使用する測定等についてはトレーサブルであるものを使用するとともに記録を提出すること。

(3) 浮標のケレン・塗装作業

① 鉄部（没水部）

塗装（黄色：色票番号 S44-346、マンセル記号 2.5Y8/16）

	塗料名（塗料系統）			塗回数	塗料メーカー	標準膜圧
塗 装	下塗	吃水下	バンノー1500RZ （エポキシ樹脂系塗料）	2	日本ペイント 相 当	100 μ m／回
	上塗	吃水上	アクリ 800 上塗（イエロー） （アクリル樹脂系塗料）	2	日本ペイント 相 当	30 μ m／回
		吃水下	マリンスターA（レッド） （自己研磨型防汚塗料）	1	日本ペイント 相 当	100 μ m／回

塗装するときは必ずその製品説明書に従い、塗装間隔、乾燥時間及び注意事項等を守ること。

② アルミ部（非没水部）

塗装（黄色：色票番号 S44-346、マンセル記号 2.5Y8/16）

	塗料名（塗料系統）			塗回数	塗料メーカー	標準膜圧
塗 装	下塗	吃水上	エピコン A100 プライマー （エポキシ樹脂系塗料）	1	日本ペイント 相 当	30 μ m／ 回
	上塗	吃水上	ユニマリン 346（イエロー） （ポリウレタン樹脂系塗料）	2	日本ペイント 相 当	40 μ m／ 回

塗装するときは必ずその製品説明書に従い、塗装間隔、乾燥時間及び注意事項等を守ること。

③ 文字仕様（別添 2 参照）

塗装完了後、浮標の櫓部及びフロート部に以下に示す仕様にて文字を入れること。文字のサイズについては、配置上不具合が生じる場合は機構と相談のうえ変更する。

櫓部 ： 海洋放出管口（10cm□）、4 面

A, B, C, D (20cm□)、4 面
フロート部：JAEA 核燃料サイクル工学研究所 (15cm□)
TRP 廃止措置技術開発部 (15cm□) ※
施設運転課 (15cm□) ※
TEL 029-282-1133 (15cm□) 内線 3276※ (15cm□)
色：黒
字体：丸ゴシック体
※部名、課名、内線番号は施工前に機構と相談のうえ決定する。

- (4) 浮標の塗装、整備作業
最後に撤去した浮標 2 基は前項目 (3) に示す整備・塗装を行い、機構の指定する場所に運搬し、保管すること。
- (5) 茨城海上保安部交通課の立会い補助
点検整備作業完了後、茨城海上保安部交通課による立会い確認を行う際は、浮標専門メーカー（株式会社ゼニライト プイ技術者と同等の技量を有する者）の派遣及び船舶の手配を行うこと。その際の船舶は浮標設置位置（東経、北緯）の計測ができるものとする。
- (6) 廃電池、ケーブル等の処理
取り外した電池、ケーブル等については「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき処理し結果を記録として提出すること。
- (7) 本作業に必要な申請書類の作成
海上保安庁及び港湾等への申請書類の作成及び手続きは受注者が行うこと。また、その他本点検整備作業に必要な手続き等があれば遅滞無く受注者の責任で行うこと。なお、手続きを行った場合は手続きが完了したことを機構に報告すること。

7.3 点検整備後の確認事項

受注者は、次の事項について確認を行い、結果については記録に残すこと。また整備作業終了後は別添 3 の「浮標点検報告書 (1 ヶ年)」を速やかに提出すること。なお、浮標点検に使用する測定等についてはトレーサブルであるものを使用するとともに記録を提出すること。

- (1) 浮標の同期確認
- (2) 塗装終了後の外観確認
- (3) 文字貼付後の仕様・外観確認
- (4) 係留具の取り付け外観確認
- (5) 浮標整備後の外観確認

7.4 梱包及び輸送

機構より支給する浮標点検整備作業に必要な部品等は日本原子力研究開発機構 核燃料サイクル工学研究所 TRP 廃止措置技術開発部内指定場所にて引渡しとする。引渡し後、運搬を行うこと。

確認立会終了後、浮標に破損または故障が発生しないように運搬を行うこと。

7.5 作業員の資質

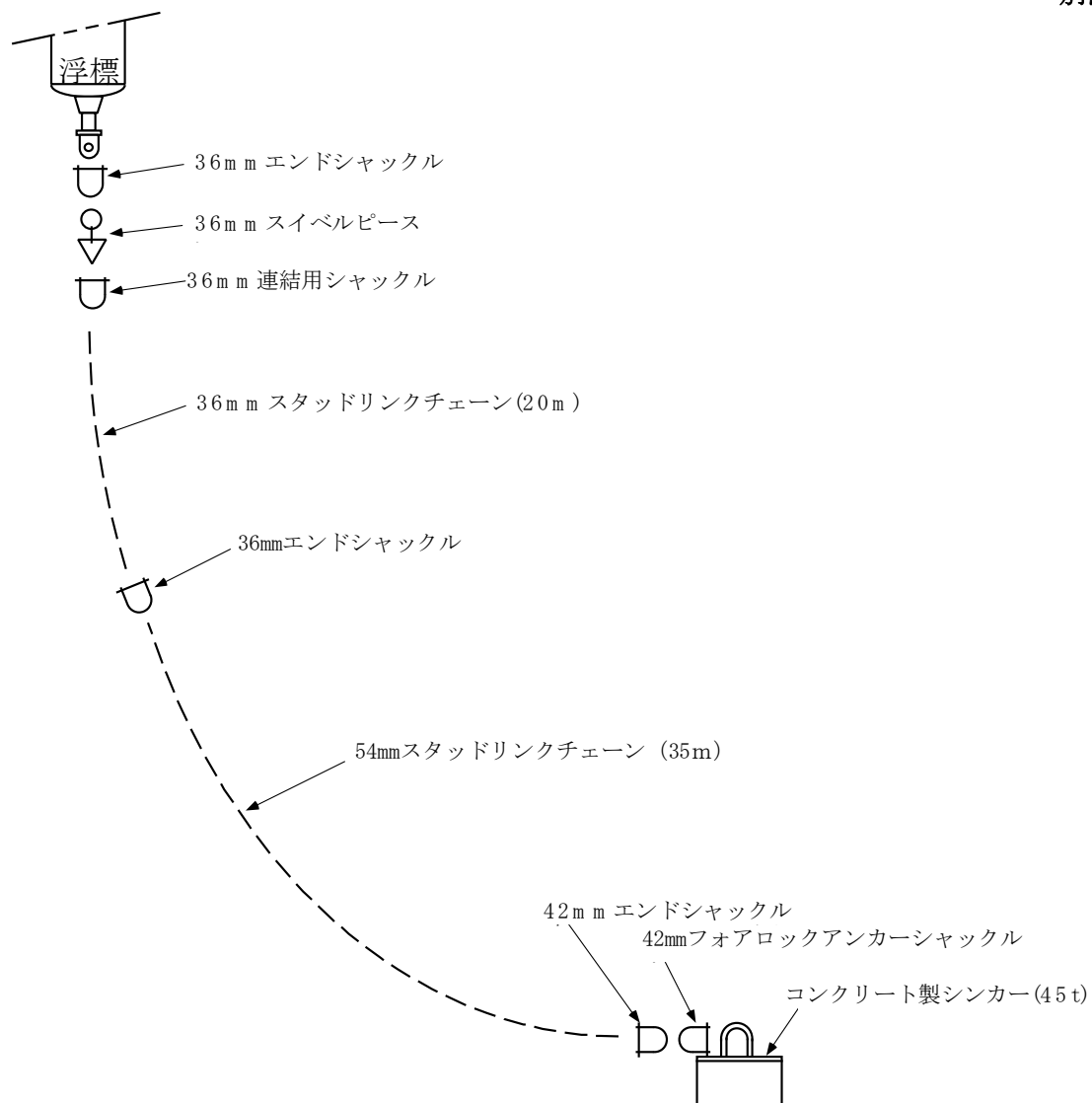
小型船舶操縦士の免許取得者 (3 名以上)
潜水土士の免許取得者 (8 名以上)

別表 1 (支給品) の仕様

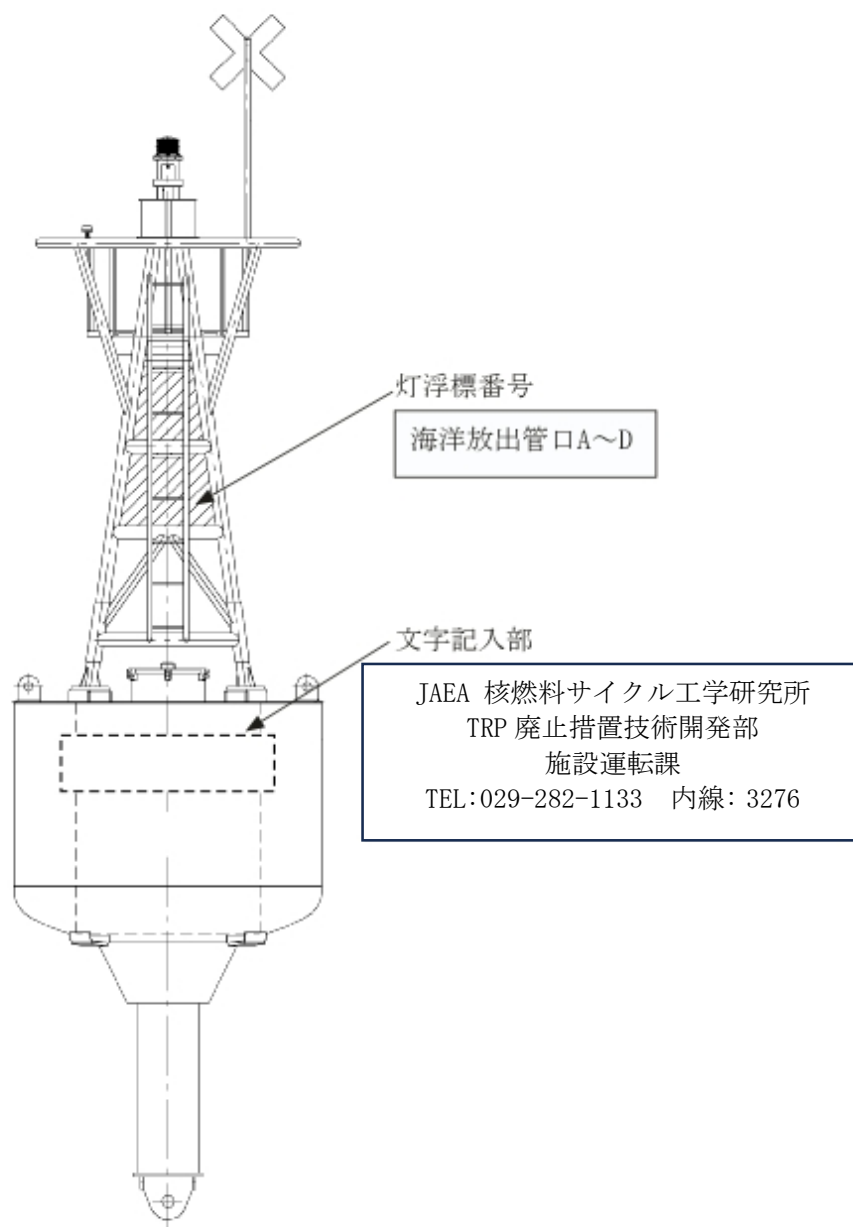
No.	品名	仕様	数量
1	アルカリパック電池	8AM1-7	80 個
2	電源ケーブル (キャプタイヤケーブル)	ZWB-250 型用	4 セット
3	防食板	Z-9 (取付用 B, N, W パテ含む)	16 枚
4	電源室用 U パッキン	U1895L (ZWB-250)	4 本
5	ヒューズ	3A ツメ付	4 個
6	同期装置	ZF-G6	4 個
7	GPS アンテナ	TW 型	4 本
8	36 mm スタッドリンクチェーン (20m)	2 種 ビスマチックソリューション	4 本
9	36 mm エンドシャックル	2 種 ビスマチックソリューション	8 個
10	36 mm スイベルピース	2 種 ビスマチックソリューション	4 個
11	36 mm 連結用シャックル	2 種 ビスマチックソリューション	4 個
12	54 mm スタッドリンクチェーン (35m)	2 種 ビスマチックソリューション	4 本
13	42 mm エンドシャックル	2 種 ビスマチックソリューション	4 個
14	42 mm フォアロックアンカーシャックル	2 種 ビスマチックソリューション	4 個

別表 2 提出図書一覧表

No	図書名	様式	提出部数	提出期限	図書扱い	備考
1	作業計画書	機構	2 部	作業開始 1 週間前	確認図書	工程表含む
2	品質保証計画書等	受注者	2 部	作業開始 1 週間前	確認図書	
3	作業要領書	受注者	2 部	作業開始 1 週間前	確認図書	
4	工事等安全組織・責任者届	機構	1 部	作業開始 1 週間前	—	
5	作業員名簿	機構	1 部	作業開始 1 週間前	—	
6	中小受託事業者の届出について	受注者	1 部	作業開始 1 週間前	確認図書	
7	緊急時の連絡体制	受注者	1 部	作業開始 1 週間前	—	
8	作業責任者等教育（請負側） 受講申請書	機構	必要数	受講締め切り前	—	必要な都度
9	作業責任者等認定申請書	機構	必要数	作業開始前	—	必要な都度
10	資格証明書の写し	受注者	1 部	作業開始 1 週間前	—	
11	測定器試験成績書	受注者	1 部	作業開始 1 週間前	—	
12	化学物質等安全データシート	受注者	1 部	作業開始 1 週間前	—	
13	作業報告書	受注者	2 部	作業終了後速やかに	確認図書	
14	浮標点検報告書（1 ヶ年）	受注者	1 部	作業終了後速やかに	—	
15	不具合報告書（発生した場合）	受注者	2 部	確認後速やかに	確認図書	
16	補修報告書（発生した場合）	受注者	1 部	補修後速やかに	—	
17	教育の記録（実施した場合）	受注者	必要部数	教育の都度	—	
18	打合せ議事録（実施した場合）	受注者	2 部	打合せの翌日	確認図書	電話打合せも含む
19	技術情報についての報告書	受注者	1 部	納期	—	6.13.2(6)に基づく
20	その他、機構が要求する資料	—	必要部数	機構の指示による		



係留具接続方法



常陸那珂港北方海洋放出管口灯浮標

浮標点検報告書（1ヵ年）				
航路標識等の名称		常陸那珂港北方海洋放出管口 A・D 灯浮標		
点検期日	平成 年 月 日	原子力機構	責任者	印
作業開始			担当者	印
作業終了		受注者	現場代理人	印
			点検実施者	印

点検項目		標識番号	A 浮標灯	D 浮標灯
標体及び 保留装置	塗 装 の 状 態		良 ・ 否	良 ・ 否
	水 密 性		良 ・ 否	良 ・ 否
	ボ ル ト の 状 態		良 ・ 否	良 ・ 否
	変 形 な ど		良 ・ 否	良 ・ 否
レーダーレフ トップマーク	塗 装 の 状 態		良 ・ 否	良 ・ 否
	変 形 な ど		良 ・ 否	良 ・ 否
灯具類	水 密 性		良 ・ 否	良 ・ 否
	レ ン ズ		良 ・ 否	良 ・ 否
	点 滅 動 作		良 ・ 否	良 ・ 否
	日 光 弁 動 作		良 ・ 否	良 ・ 否
電源	総合電池電圧（内）負荷電圧		（ ） . V	（ ） . V
	電池単体電圧（最高～最低）		. V ～ . V	. V ～ . V
	端子・接続・固定状況		良 ・ 否	良 ・ 否
	配線の状態（交換後）		良 ・ 否	良 ・ 否
同期装置	本 体 取 付 け 状 況		良 ・ 否	良 ・ 否
	アンテナ取り付け状況		良 ・ 否	良 ・ 否
	自 動 更 生 動 作		良 ・ 否	良 ・ 否
位置の確認		東経：	東経：	
		北緯：	北緯：	
障害及び整備内容				
特記事項		同期装置No： 総合電池電圧（内）負荷電 圧は12.10Vであること。	同期装置No： 総合電池電圧（内）負荷電 圧は12.10Vであること。	

浮標点検報告書（1ヵ年）				
航路標識等の名称	常陸那珂港北方海洋放出管口 B・C 灯浮標			
点検期日	平成 年 月 日	原子力機構	責任者	印
作業開始			担当者	印
作業終了		受注者	現場代理人	印
			点検実施者	印

点検項目		標識番号	B 浮標灯	C 浮標灯
標体及び 係留装置	塗 装 の 状 態		良 ・ 否	良 ・ 否
	水 密 性		良 ・ 否	良 ・ 否
	ボ ル ト の 状 態		良 ・ 否	良 ・ 否
	変 形 な ど		良 ・ 否	良 ・ 否
レーダーレフ トップマーク	塗 装 の 状 態		良 ・ 否	良 ・ 否
	変 形 な ど		良 ・ 否	良 ・ 否
灯具類	水 密 性		良 ・ 否	良 ・ 否
	レ ン ズ		良 ・ 否	良 ・ 否
	点 滅 動 作		良 ・ 否	良 ・ 否
	日 光 弁 動 作		良 ・ 否	良 ・ 否
電源	総合電池電圧（内）負荷電圧		（ ， ） ， V	（ ， ） ， V
	電池単体電圧（最高～最低）		， V ～ ， V	， V ～ ， V
	端子・接続・固定状況		良 ・ 否	良 ・ 否
	配線の状態（交換後）		良 ・ 否	良 ・ 否
同期装置	本 体 取 付 け 状 況		良 ・ 否	良 ・ 否
	アンテナ取り付け状況		良 ・ 否	良 ・ 否
	自 動 更 生 動 作		良 ・ 否	良 ・ 否
位置の確認			東経：	東経：
			北緯：	北緯：
障害及び整備内容				
特記事項			同期装置No： 総合電池電圧(内)負荷電 圧は12.10Vであること。	同期装置No： 総合電池電圧(内)負荷電 圧は12.10Vであること。